

○経済産業省告示第百三十五号

高压ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第二条第三項第八号の規定に基づき、高压ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年六月二十二日

経済産業大臣 萩生田光一

高压ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する告示

高压ガス保安法施行令関係告示（平成九年通商産業省告示第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号リの表を次のように改める。

エアゾールの 容器の構造	エアゾールの種類	使用中噴射剤 が噴出する構 造のもの	火炎発生状態試験に よる火炎が認められ ないものであって、 かつ、噴射剤として 可燃性ガスを使用し ないもの（特定不活	甲	表示すべき事項
				高温に 注意	

<p>性ガスを使用しているものを除く。)</p>	<p>火炎発生状態試験による火炎が認められないものであつて、かつ、噴射剤として特定不活性ガスを使用しているもの</p>	<p>火炎発生状態試験による火炎が認められ</p>
<p></p>	<p>高温に注意</p>	<p>火気と高温に</p>
<p>三 使い切つて捨てること。          高压ガス…使用するガスの種類</p>	<p>高压ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。          一 炎や火気の近くでは注意して使用するこ          と。          二 火気を使用している室内で大量に使用し          ないこと。          三 高温にすると破裂の危険があるため、直          射日光の当たる所や火気等の近くなど温度          が四十度以上となる所に置かないこと。          四 火の中に入れてはいけないこと。          五 使い切つて捨てること。          高压ガス…使用するガスの種類</p>	<p>高压ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。</p>

	使用中噴射剤が噴出しない構造のもの
るもの又は噴射剤として可燃性ガスを使用しているもの	火炎発生状態試験による火炎が認められないものであって、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用しないもの
注意	高温に注意
<p>一 炎や火気の近くで使用しないこと。</p> <p>二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。</p> <p>三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>四 火の中に入れてはいけないこと。</p> <p>五 使い切って捨てること。</p> <p>高压ガス…使用するガスの種類</p>	<p>高压ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>二 火の中に入れてはいけないこと。</p> <p>高压ガス…使用するガスの種類</p>

火炎発生状態試験に	<p>火炎発生状態試験による火炎が認められないものであつて、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用しているもの</p>	
火気と	<p>火気と高温に注意</p>	
<p>高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危</p>	<p>よりガスを排出してから捨てること。</p> <p>高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>二 火の中に入れてはいけないこと。</p> <p>高圧ガス…使用するガスの種類</p> <p>〈二重構造容器につき捨て方注意〉</p> <p>ガスが容器内に残る構造であるため、火気のない通気性の良い戸外で、枠外に示す方法によりガスを排出してから捨てること。</p>	<p>〈二重構造容器につき捨て方注意〉</p> <p>ガスが容器内に残る構造であるため、枠外に示す方法によりガスを排出してから捨てること。</p>

<p>よる火炎が認められ るものであつて、か 燃性ガスを使用して いないもの</p>	<p>よる火炎が認められ るものであつて、か つ、噴射剤として可 燃性ガスを使用して いないもの</p>
<p>よる火炎が認められ るものであつて、か 注意</p>	<p>高温に 注意</p>
<p>火炎発生状態試験に よる火炎が認められ るものであつて、か 注意</p>	<p>除なため、下記の注意を守ること。 一 炎や火気の近くで使用しないこと。 二 火気を使用している室内で大量に使用し ないこと。 三 高温にすると破裂の危険があるため、直 射日光の当たる所や火気等の近くなど温度 が四十度以上となる所に置かないこと。 四 火の中に入れてはいけないこと。 高圧ガス…使用するガスの種類 〈二重構造容器につき捨て方注意〉 ガスが容器内に残る構造であるため、使い切 った後、枠外に示す方法によりガスを排出し てから捨てること。 高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危 険なため、下記の注意を守ること。 一 炎や火気の近くで使用しないこと。</p>

	<p>つ、噴射剤として可燃性ガスを使用しているもの</p>
備考	<p>二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。</p> <p>三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。</p> <p>四 火の中に入れないこと。</p> <p>高圧ガス…使用するガスの種類      〈二重構造容器につき捨て方注意〉</p> <p>ガスが容器内に残る構造であるため、使い切った後、火気のない通気性の良い戸外で、枠外に示す方法によりガスを排出してから捨てること。</p>
<p>一 火炎発生状態試験は、日本産業規格 S 3 3 0 1 エアゾール等製品の試験方法によることとする。</p> <p>二 「火気等」の部分には、ストーブ、ファンヒーター等製品の使用される環境に応じた</p>	

具体例を表示することができる。

三 「使用するガスの種類」の部分は、使用するガスの名称、略称又は分子式を表示することとする。

四 「火気を使用している室内で大量に使用しないこと。」の部分は、屋外で使用されるエアゾールであって表示する枠の外に「室内で使用しないこと。」と明瞭に表示されているものにあつては、省略することができる。

#### 附 則

この告示は、令和四年六月二十二日から施行する。